現計画の概要

目的	「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
策定方法	県民の意見を反映することができるようパブリックコメントを行うほか、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴いた上で、議会の議決を経る

施策の大綱概要

大分類	安全 安全で安心できる食品の供給の確保	安心 食の安全安心に係る信頼関係の確立	協働 食の安全安心を支える体制の整備
	主に、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を行政が支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。 特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。	県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。 食品を安心して選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼関係が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。	１と２の施策をサポートし、推進していく施策です。 県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。
中分類	▶ 生産・供給体制支援 ▶ 監視・指導・検査の徹底	▶ 情報共有・相互理解 ▶ 県民総参加	▶ 体制整備 ▶ 連携強化

問題意識

・施策体系（大～小分類）は第1期計画から約20年間、大きくは変わっていない
・施策を追加的に配置してきたことで、施策数が42と多く複雑化している

▶ **施策体系の見直しが必要**

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：視点と策定の流れ

策定視点

基本計画策定の目的や対象、施策体系・施策内容を整理し、より分かりやすい計画の策定を進める

策定の流れ

1-1 現施策体系の再整理

現施策の問題点整理

・現計画施策体系の問題点と原因を整理
・対応方法を検討
・目的、対象、定義、範囲を明確化

特に重要視したい県民意見

1-2 県民アンケートの実施と集約

モニターアンケートの年齢構成は60代以上が6割を超える

・消費者モニターに捕らわれず幅広く意見収集
・全体の傾向を踏まえつつ、特に大学生など今後長く宮城県で暮らす若者、子育て世代の意見を抽出

1-3 施策体系の再分類

・ワーキンググループで食の安全安心の確保の観点から施策の整理
・分類を再検討

2 アウトラインの整理

施策体系構築

・施策体系の再整理（大～中分類）　R6第3回推進会議で審議

3 個別施策の関連付け

個別施策構築

・小分類を階層構造を意識して再整理
・食の安全安心確保の観点から各施策を小分類に関連付け
・県民アンケートを施策に反映

県民アンケート

実施日：7/11～10/30
回答者数：583
一般消費者（モニター+その他）：（352 + 131）+ 4 = 487
学生：96

回答数　一般+学生
問1-1　安全と感じる項目　953 + 249 = 1,202
問1-2　安心と感じる項目　838 + 236 = 1,074
問2　安全のための施策　954 + 225 = 1,179
問3　安心のための施策　877 + 203 = 1,080

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：計画の前提

目的 対象	目的：食品の安全性（安全）及び信頼性（安心）を確保 対象：生産者・事業者・消費者	*推進条例* *第1条　この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け・・・（略）*
安全 安心 とは	安全：県・事業者が科学的知見に基づく各種施策を実施 安心：情報や施策の結果を県民が正しく理解	食品安全基本法第5条 食品の安全性の確保は・・・（中略）科学的知見に基づいて講じられることによって・・・（略） 安心は法による明確な定義が存在しない
施策 範囲	食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程の各段階における安全安心の確保	*推進条例* *第3条　・・・（中略）県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程（以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。*

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：第4期計画の変更点と変更理由

現計画

大分類	中分類
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立
	監視指導及び検査の徹底
食の安全安心に係る信頼関係の確立【安心】	情報共有及び相互理解の促進
	県民参加
食の安全安心を支える体制の整備【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

次期計画

大分類	中分類
食の安全の確保 科学的知見に基づくもの	一次産業における適切な生産環境の確保
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保
食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの	県民参加体制の構築
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

変更点1　**大分類【協働】を【安全】と【安心】に統合**

変更内容

（変更前）大分類【安全】【安心】【協働】

- 安全で安心できる食品の供給の確保（安全）
- 食の安全安心に係る信頼関係の確立（安心）
- 食の安全安心を支える体制の整備（協働）

（変更後）大分類【安全】【安心】

- **食の安全の確保**
  - 科学的知見に基づくもの
- **食の安心の確保**
  - 情報を正しく理解してもたらされる信頼感・納得感に基づくもの

変更理由

・20年間の施策実施により、危機管理体制等の構築はこれまで継続的に進められ、一定の成果を上げている
・推進会議においても、危機管理体制や関係機関との連携において、近年継続してA「達成している」評価

▸今後は確立した協働体制を活用して【安全】【安心】の確保に注力

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：第4期計画の変更点と変更理由

現計画

大分類	中分類
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立
	監視指導及び検査の徹底
食の安全安心に係る信頼関係の確立【安心】	情報共有及び相互理解の促進
	県民参加
食の安全安心を支える体制の整備【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

次期計画

大分類	中分類
食の安全の確保 科学的知見に基づくもの	一次産業における適切な生産環境の確保
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保
食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの	県民参加体制の構築
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

変更点2　【安全】の中分類の分類方法を変更

変更内容

（変更前）県施策の取組種類別

- 生産及び供給体制の確立（生産者及び事業者に対する支援）
- 監視指導及び検査の徹底（生産者及び事業者に対する監視）

（変更後）施策の段階別

- 一次産業における適切な生産環境の確保（生産段階の支援・監視）
  - 「生産及び供給体制の確立」のうち生産段階を対象とするもの
  - 「監視指導及び検査の徹底」のうち生産段階を対象とするもの
- 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保（製造～消費段階の支援・監視）
  - 「生産及び供給体制の確立」のうち製造～消費段階を対象とするもの
  - 「監視指導及び検査の徹底」のうち製造～消費段階を対象とするもの

変更理由

・県組織の役割分担においては、生産段階と製造～消費段階の担当部局が異なるため、一つの中分類に段階の異なる施策が混在する
・生産段階と製造～消費段階では支援や監視のポイントが異なる

▸分類を段階別（部局別）にすることで、施策の方向性を明確化・統一化し、より適正な計画の推進や評価が可能となる

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：第4期計画の変更点と変更理由

現計画

大分類	中分類
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立
	監視指導及び検査の徹底
食の安全安心に係る信頼関係の確立【安心】	情報共有及び相互理解の促進
	県民参加
食の安全安心を支える体制の整備【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

次期計画

大分類	中分類
食の安全の確保 科学的知見に基づくもの	一次産業における適切な生産環境の確保
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保
食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの	県民参加体制の構築
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

変更点 3　【安心】の中分類を再構築

変更内容

（変更前）同一目的

- 情報共有及び相互理解の促進（生産者・事業者・消費者間の相互理解）
- 県民参加（県民総参加運動）

（変更後）分類整理

- 県民参加体制の構築（情報収集・情報発信・知識向上）
  - 【安心】「情報共有及び相互理解の促進」（生産者・事業者・消費者の相互理解）
  - 【安心】「県民参加」（県民総参加運動・消費者モニター制度）
  - 【協働】「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」（県民参加）
- 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備（危機管理体制）
  - 【協働】「体制整備及び関係機関等との連携強化」の危機管理体制関連部分を独立

変更理由

・現在は「生産者・事業者・消費者」と「消費者モニター」を対象とした分類
・一方、類似の施策が実施されており、二つの分類間に大きな違いはない
・【協働】「推進会議の設置」は意見聴取の重要な機会である
▸対象を分けることなく一体的に施策を推進することが、より効果的

・県組織における危機管理体制の整備は、県民の安心確保に資する
・危機管理体制等の構築はこれまで継続的に進められ、一定の成果を上げている
▸【協働】危機管理体制整備関連部分を独立した中分類として構築

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：大～中分類案（イメージ）

▼大分類　　各段階▸	生産段階	製造～消費段階
食の安全の確保 安全性 科学的知見（法律・規格基準）に基づく施策実施	**A** 一次産業における適切な生産環境の確保 ▸小分類 ▸小分類	**B** 適切な製造・流通・消費環境の確保 ▸小分類 ▸小分類
食の安心の確保 信頼性・納得感 県民への結果（情報）の提供 県民が結果を正しく理解	**C** 県民参加体制の構築 ▸小分類 ▸小分類 県・事業者・消費者が一体的に情報共有、情報発信できる相互アクセス体制構築	**危機管理体制** **D** 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備 ▸小分類

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：対応表（大～中分類）

現計画　大分類～中分類

大分類	中分類
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立
	監視指導及び検査の徹底
食の安全安心に係る信頼関係の確立【安心】	情報共有及び相互理解の促進
	県民参加
食の安全安心を支える体制の整備【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

対象を一連の過程に分解、整理

情報を扱う項目を集約

安心に統合

次期計画案　大分類～中分類

中分類	大分類
一次産業における適切な生産環境の確保	食の安全の確保 科学的知見に基づくもの
食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	
県民参加体制の構築	食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの
食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	

現計画における個別施策の再分類例

大分類	中分類	小分類	個別施策（抜粋）
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援	農薬の適正使用の推進
		農林水産物生産環境づくり支援	貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進
		事業者の取組への支援	営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保	農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化
		流通・販売段階における安全性の確保	食品営業施設の監視指導の徹底
		食品表示の適正化の推進	食品表示に関する研修会等の実施
		食品の放射性物質検査の継続	流通食品の検査

再分類方法	中分類	大分類
生産段階の施策を分類 ・生産資材関係 ・生産者支援関係 ・研究関係	一次産業における適切な生産環境の確保	食の安全の確保 科学的知見に基づくもの
製造～消費段階の施策を分類 ・事業所監視関係 ・食品検査関係 ・事業者支援関係	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	
情報を扱う項目を集約 ・情報収集 ・情報発信 ・知識向上	県民参加体制の構築	食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの
危機管理体制整備	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：今後のスケジュール

策定の流れ

1-1 現施策体系の再整理

現施策の問題点整理

・現計画施策体系の問題点と原因を整理
・対応方法を検討
・ターゲット、目的、定義、範囲を明確化

1-2 県民アンケートの実施と集約

モニターアンケートの年齢構成は60代以上が6割を超える

・消費者モニターに捕らわれず幅広く意見収集
・全体の傾向を踏まえつつ、特に大学生など今後長く宮城県で暮らす若者、子育て世代の意見を抽出

1-3 施策体系の再分類

・ワーキンググループで食の安全安心の確保の観点から施策の整理
・分類を再検討

2 アウトラインの整理

施策体系構築

・施策体系の再整理（大～中分類）　R6第3回推進会議で審議

3 個別施策の関連付け

個別施策構築

・小分類を階層構造を意識して再整理
・食の安全安心確保の観点から各施策を小分類に関連付け
・県民アンケートを施策に反映

時期	推進会議	内容
R7.2月上旬	R6年度第3回	・知事から推進会議へ諮問 ・施策体系（大～小分類）案について意見収集、大筋合意
R7.6月上旬	R7年度第1回	・素案（施策全体像）報告 ・小分類及び小分類に関連付ける個別施策と具体的な目標設定について意見照会
R7.8月上旬	R7年度第2回	・素案について再確認および大筋合意 ・基本計画案（公開する基本計画の形）について意見照会
R7.11月中旬	R7年度第3回	・基本計画案について最終合意 ・推進会議から知事へ答申

※　状況に応じて推進会議以外でも意見を求める場合があります。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：施策体系イメージ

現計画　大分類：3　/中分類：6　/小分類：18（17+1）　/施策数：42（36+5+1）

大分類	中分類	小分類
大綱Ⅰ 安全で安心できる食品の供給の確保 【安全】	生産及び供給体制の確立（第7条）	生産者の取組への支援
		農林水産物生産環境づくり支援
		事業者の取組への支援
	監視指導及び検査の徹底（第8条）	生産段階における安全性の確保
		流通・販売段階における安全性の確保
		食品表示の適正化の推進
		食品の放射性物質検査の継続
大綱Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立 【安心】	情報共有及び相互理解の促進（第9条）	情報の収集，分析及び公開
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進
	県民参加（第11条）	県民総参加運動の展開　【取組宣言（第13条）】
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映
大綱Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備 【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化（第10条）	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
		みやざ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（第12条）
		食の安全に関する調査・研究の充実
		食品の放射性物質に係る調査・研究の充実
		国，都道府県，市町村，関係団体との連携
	みやざ食の安全安心推進会議の設置（第14条）	

次期計画　大分類：2　/中分類：4　/小分類：9　/施策数：未定

大分類	中分類	小分類（現時点の事務局案）
大綱Ⅰ 食の安全の確保 科学的知見に基づくもの	一次産業における適切な生産環境の確保（第7条）	1　適切な生産資材製造業者の監視・検査
		2　適切な生産に向けた指導
		3　食の安全性確保に関する知見の蓄積
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保（第7条）	4　適切な監視指導及び食品検査の実施　（第8条）
		5　食品事業者による安全性確保に向けた支援　【取組宣言（第13条）】
大綱Ⅱ 食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの	県民参加体制の構築（第11条）	6　幅広い県民意見収集機会の提供
		7　食の安全安心に関する情報発信　（第9条）
		8　消費者等に対する研修会等の実施　（第9条）
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備（第10条）	9　食の危機管理対応マニュアルの整備　（第12条）

※　括弧は条例での記載を定められているもの

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：小分類案　次回の検討事項

参考資料

何をもって安全を感じるか

【県民アンケート】
・農薬適正使用、監視指導、検査、法令遵守
　▶　法に則った生産資材の供給
・食品の鮮度、見た目
　▶　生産者への法的知識の普及、適切な生産資材の使用、適切な生産物管理
・科学的知見の蓄積と普及
・事業者の法令遵守と衛生管理
　▶　事業者への法的知識の普及と施設衛生管理能力向上

●生産段階
【物】生産資材・【人】生産者・【知】研究・知見
▶　安全な資材を、安全に配慮する人が、安全に関する知識を持って使用する環境確保

●製造～消費段階
【物】製造施設・食品の監視・検査・【人】事業者の取組支援
▶　安全な施設で生産された安全な食品の提供と、事業者の安全確保に向けた自主的な取組を支援

何をもって安心を感じるか

【県民アンケート】
・県民ニーズの把握
　▶　県に対する意見等を言える機会の提供と周知
・検査結果や製造過程などの情報公開
・生産者や事業者と消費者との見学会、交流会
　▶　食の安全性に関する情報発信と相互交流の促進
・知識向上のための研修会
・科学的知見の蓄積と普及
　▶　安全性に関する情報収集と普及

【情報収集】：県民ニーズを十分に把握できる機会の提供
【情報発信】：収集した県民ニーズに沿った十分な情報発信
【知識向上】：発信された情報を正しく理解する知識の普及

▶　県民がニーズや疑問を提供できる機会が十分にあり、それに対して適切に情報を発信するとともに、情報を正しく理解するための正しい知識の普及

↑（　＋　考慮すべき社会情勢）
・SNSなどによる真偽不明の情報発信、情報拡散の広範囲化、拡散スピードの高速化、生成AIの台頭

▼大分類　　各段階▶	生産	製造～消費
安全の確保 安全性 科学的知見に基づく施策実施	中分類 **一次産業における適切な生産環境の確保** 小分類 ・適切な生産資材製造業者の監視・検査 ・適切な生産に向けた指導 ・食の安全性確保に関する知見の蓄積　**A**	中分類 **食品の適切な製造・流通・消費環境の確保** 小分類 ・適切な監視指導及び食品検査の実施 ・食品事業者による安全性確保に向けた支援　**B**
安心の確保 信頼性・納得感 県民への結果（情報）の提供 県民が結果を正しく理解	中分類 **県民参加体制の構築** 小分類 ・幅広い県民意見収集機会の提供【情報収集】 ・食の安全安心に関する情報発信【情報発信】 ・消費者等に対する研修会等の実施【知識向上】　**C**	**危機管理体制** 中分類 **食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備** 小分類 ・食の危機管理基本マニュアル等の整備　**D**

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）：対応表　次回の検討事項

参考資料

現計画　大分類～中分類

大分類	中分類
安全で安心できる食品の供給の確保【安全】	生産及び供給体制の確立
	監視指導及び検査の徹底
食の安全安心に係る信頼関係の確立【安心】	情報共有及び相互理解の促進
	県民参加
食の安全安心を支える体制の整備【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

対象を一連の過程に分解、整理

情報を扱う項目を集約

維持

次期計画案　大分類～中分類

中分類	大分類
一次産業における適切な生産環境の確保	食の安全の確保 科学的知見に基づくもの
食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	
県民参加体制の構築	食の安心の確保 心理的な信頼感・納得感に基づくもの
食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	

現計画　中分類～小分類

中分類	小分類
生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援
	農林水産物生産環境づくり支援
	事業者の取組への支援
監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保
	流通・販売段階における安全性の確保
	食品表示の適正化の推進
	食品の放射性物質検査の継続
情報共有及び相互理解の促進	情報の収集，分析及び公開
	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進
	放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進
県民参加	県民総参加運動の展開
	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映
体制整備及び関係機関等との連携強化	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応
	食の安全に関する調査・研究の充実
	食品の放射性物質に係る調査・研究の充実
	国，都道府県，市町村，関係団体との連携
みやぎ食の安全安心推進会議の設置	

一連の過程に分解、再整理

・情報収集
・情報発信
・知識向上
に分解・再整理

・（安全）研究充実
・（安全）事業者支援
・（安心）危機管理体制
に再整理

次期計画案　中分類～小分類

	小分類	中分類
1	適切な生産資材製造業者の監視・検査	一次産業における適切な生産環境の確保
2	適切な生産に向けた指導	
3	食の安全性確保に関する知見の蓄積	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保
4	適切な監視指導及び食品検査の実施	
5	食品事業者による安全性確保に向けた支援	
6	幅広い県民意見収集機会の提供	県民参加体制の構築
7	食の安全安心に関する情報発信	
8	消費者等に対する研修会等の実施	
9	食の危機管理対応マニュアルの整備	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

現施策も全てカバーしながら、よりシンプル・コンパクトで県民に分かりやすい施策体系